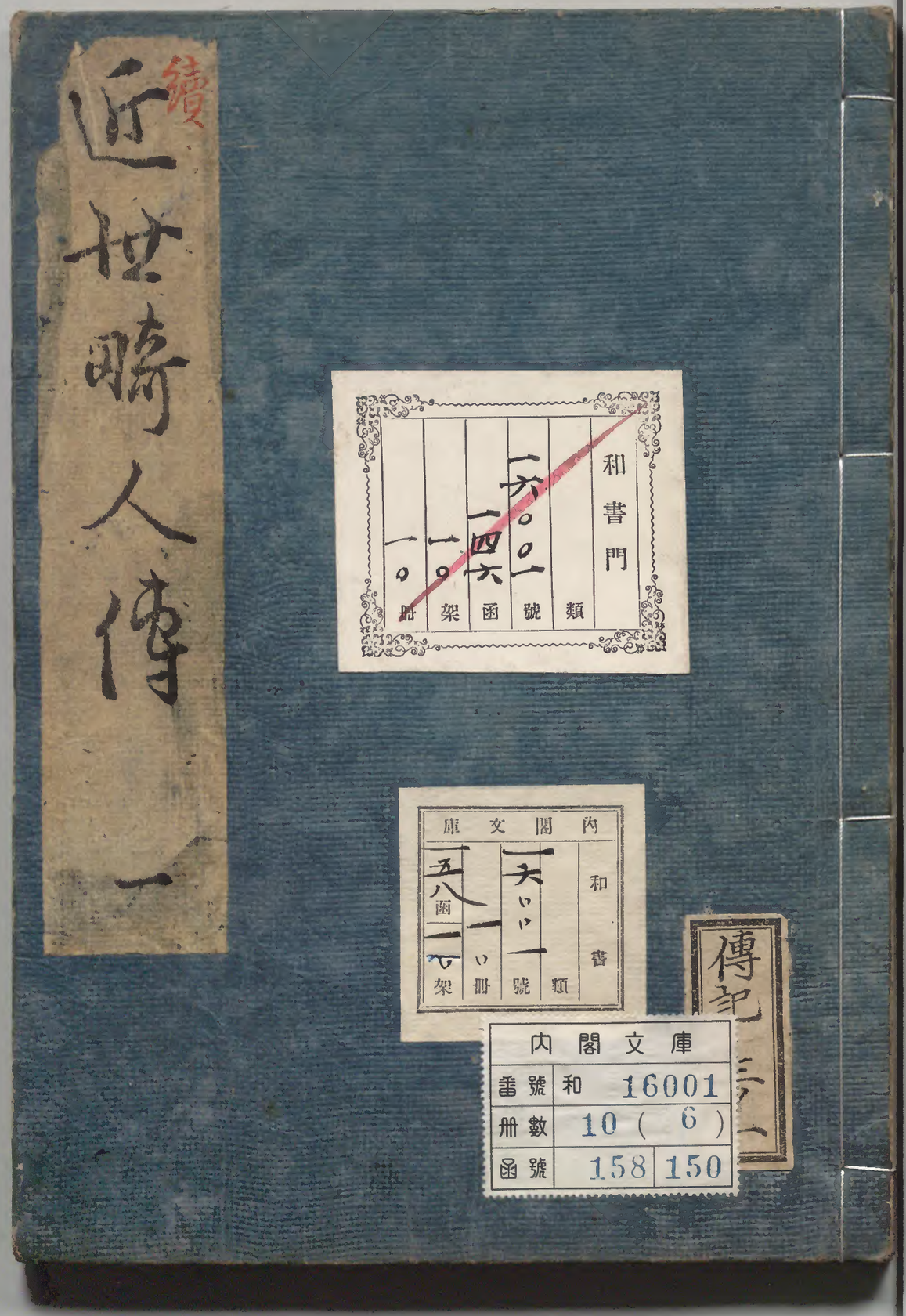

綴じ部（喉部分）の文字など開きが不鮮明な箇所あり

国立公文書館
National Archives of Japan

續畸人傳序

内閣文庫
町田久成獻納之章

東京都立図書館

纘比年西遊未卜一枝巢居輙寓
閑田廬主人適侵余之倦睡曲肱
几上出續畸人傳者見眎余曰纘
也西遊幾歷十有餘国拯山川之
奇絶未見吉奇尋諸藩之畸人
未遇吉畸然履跡所及往往麗不
諧翁之畸人傳者乞又修此續篇

何之盛也之人矣曰足下見奇孤
不之奇遇畸人不之畸海内之廣
山川之奇不可勝舉方今文明之
盛衍物遯号之人豈之鮮之哉如
余固抵好奇以之不好反知近古
之多畸人所謂傍觀若明于當局
之類是耶足下索奇於千里之外
故見奇絶不為奇遇畸人不為畸
所謂窺海若不可語水之類是耶
可謂亦是一畸人也請以此語冒
此卷首何如纘諸之且曰余也空
学步於海外有眼不見奇孤寡識
不遇畸人不及窮之坐耕輩于閑
田廬也遠矣幸以斯語贖之不亦
可乎

寛政丁巳初夏

吾見　浦世續撰

浦世藏　王屋門

續近世畸人傳目次

第一卷

卷顛子序　閑田子題言　六如子人探花詩序

卷顛子橋画因人小傳

石門文山　佐川田喜六　儒元政

佛僧佐吉　山崎莊右門　美濃屋藤吉

八聲女　高石ノ吉七　馬市孫兵衛

第二卷

里村紹巴　京門孫光收　岡野左内

子雲源八　原田長兵衛　紙造吉平

杉山檢校　角倉了以　平是玄之

国立公文書館
National Archives of Japan

能一順
於西愛庵
附論
[illegible]
[illegible]
[illegible]
加々美ら為
[illegible]
[illegible]
[illegible]

建渡録　芥川貞佐　岩元　編
佐田一清　三井養安　佐藤吉雲

附録

前編漏脱并異聞五條

第二冊　遊女其尼　第三冊　七奇織人　第四冊　北村祐庵
第五冊　友松子　巻尾　白蛙子

續辺土時人傳　司次郎

注年、件のうし前編を録されし時、寄いたし考えりぬと知るべし。拾きを手に任せられしつゝ。右、此六ヶ年ばかり病てこに死んとせ[illegible]。辛うして命をはたゞ。但馬れ温泉ふ浴[illegible]病を苦しのる。はじ[illegible]。もうれ[illegible]ん[illegible]を[illegible]。[illegible]。[illegible]。

題言

蔦蹊曰。花鳥を畫ものは福を祈るなり。されども花鳥を畫ものは福を祈るなり。事ふるきよりはじまりぬ。其ものの形容をよくうつすこと。人物にまさるなり。俗人は人物をうつすこと。人物にまさるなり。人物をうつすこと。人物にまさるなり。人物をうつすこと。人物にまさるなり。

つくれども連奇ふの手なて奇い。
のこられぬ。都頭が如きうに浮世絵て著るまた。此作
おもしろかるも著もんと用うるわりまわりち編
いるどく時ふ一定すし。さとくべ他の物ふを受けるを
様しする動人の手もとくく。物を言ぐ如ぐうく人の奇
もかりられぬ。作を寄のように浮と。奇い奇ふしをんり
の善悪を非い事ハ作ハとふかるれば浮海をふとくば
○ふまりに人物のまふも物しく。人ハくるとの京れる
ふしげるうんなで浮こ人をもれぬ。彼ふ印ハをる書ふ
出ぐうハ様ぐくやたくもこ。れと深く。為ぐ一番のうく人
非ふまふハ彼人ふの点れ。ぐにうし。書版出ぐつかて書
為ぐくしふハ。作。意とどうくふとハるなど作をるて

為ぐくを作う

○刪補大やう終ふるとろうを林ぐくて画れてふ為
ハるまで書ぐこと。ハくれ。ぐくを様ぐくいるれぬ。ぐくいるとく
ハくれぐくくふ。ハ書様ハくり。彼妹氏嘉吉の画ハ
ぬが人ふも様ぐ。行ハやハ。ハくと。ふやくりふくくた。
作中ノ画ぐくふのようくとるく。関ハくりなで彼志
に行ようぐれくくれ出ぐくれ。又様ハぬ人ハくを
のちくと毎ハくるふのくるれぬを自画をくくはハふ
猶ぐ。ぐくを六ハくを人ハ作ぐ死作ハ者を編ハ。ハ作と
ハ作ぐくまくこうまでぐ国ぐ作ハ

題櫻花帖

梅竹蘭菊傳照逼眞擅名當時固不乏人櫻花乃我邦之奇種最所宜殫精究巧而振古未聞其人穠豔者過肥疎鬆者太瘦忍使國色死于拙工手不亦冤乎富麗中一段氣韻爭豪髮於環肢之間者舍三能生而將安求焉余曾題其幅曰櫻花已來凡馬空具眼以爲信然嗚呼千古年來天機之妙獨慳此花者一旦而迸出生之貧且病豈或觸造物之怒與少陵所云但看古來盛名下終日坎壈纏其身吁亦異哉雖然齊侯千駟身後灰滅此雖小技名足千秋我已保之今日三能生亦可以慰矣寛政癸丑夏五

淡海　六如散納題

三 熊花顔傳

かきこ熊氏名は思春。くまの西熊谷の人。初より西をぬぐ。肥前
花顔子。城西鳴能の花。初より西をぬぐ。肥前
ち時の西くに川柳より従ひて淀に住て淀自然てい
乱舞風あるべし我尾柳系のごとくにくもさらぬものを
ぬぐべし。唯一丈八服をとゝこゝしむるのみにて世を送りし。
古代の公卿民間のもてなすとうんしてはてるや。
あるひは今代世の人は湖殷服よりあと爲り
こゝろにうつるもの。みなもとはむつかしきと思ひそ。
桜は名園の花なり。桃李園の桃李。そは色ぬぐ
民の桜をうんぬけさ花はしるべ。
ぬぐとかなるべし。ぬぐ人なりてそこにて

らんとへるむ。研究して世と模したるが。そる人の
従はいるぬるものとこゝにいつり爲人世よりねるやうあ。
爲をうれしぬど世を世とおもへ。書画武術はいるべ
やうぐ古西をぬる自の書も亦代様よりしられ
世流ぬて寺よ行ふふを寺のとゝめの遺言ていそく。
たのむをよ物骨にて桜の木。世ごろのを墨と巻頭
し骨とけるる流しなよ沈の寺しふかけるれ木と種よ
といるるを。此物骨とるかにぬるに佛系ふ抗ある
ぬなんと。諸なる西よ三ぬる世ぬ人。此人の少頃
ぬるべにけりしるべしさぬ世ぬの人遺言れぬ系
山ぬ大葬世し骨をたゝられ物ぬ骨より。
戸角郷のふれ流ぬ流ぬ流ぬ世

しるきこゝろれば用しにの中ゝ[illegible]ゝ[illegible]
よれりゝ人日路の[illegible]に年生[illegible]ゝ[illegible]
書画[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]て一枝の[illegible]ゝ[illegible]一作[illegible]石[illegible]を
[illegible]古の[illegible]都の[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]の[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

續近世畸人傳卷之一

石川丈山

丈山名は重之。通称四郎左衛門。号は四山窩。顔伝は大拙子に。[illegible]

[illegible]

[illegible]

撥る絃へふる武雲深く風吹かれも軍今は昔となる罪
そゆくに見許むさぶみよりねて家作のしたれば依怙の御沙汰橋
たちぬ情せられたづる動固にたちて武門を離れて日枝
の山に入りて一生をしまれ法師詩仙堂と創し自ら六歌仙
と水花月を詠む詩仙堂には唐宋諸名家三十六人の詩
と一首づつ自書像を掲げ遠近の人に掲げられ
ける歌仙の歌をかくしてふ源氏系出と云
後水尾帝の流とゆゑ
かくしてなきの小川乃清き老の波くらべ
こゆるわが情をもてんよりもふけ奇の
波ゆゑと波をつゝ嘲笑とし江りもそし。初恨寓生
ふるとものいぬる吉庵去同八家と歩り詩をとくに八年
過ぎて元和の詩集を刊行し慶長集と云ふ北山紀聞
あり是も義の詩又紀行と記とゆゑに隷書ふるゆゑ
世人移り本邦中古以来隷書のもの八寛文十二年
寺の夏文庫に有寺年九十歳にて歿と義為人別
に一雪いりて額敏なるも人に絶を二家の時八
とゆゑ四家にして感人のごとく学問と十六ゆゑ
仕へ三十年にて退き老母を養ふ。四十にして
隠者の志と学ぶ。寛政中に帝代の源士と云ふ。摂津
乃わ人猪尾ちかゆゑ人に家に雅趣あり。
外面に小有洞中門梅深軒乃の額皆森の自書
を所蔵乃有像探幽図して自賛と記ゆゑ情
閑ゆゑ八十二景の巻 此図三重 水晶簾 小野童

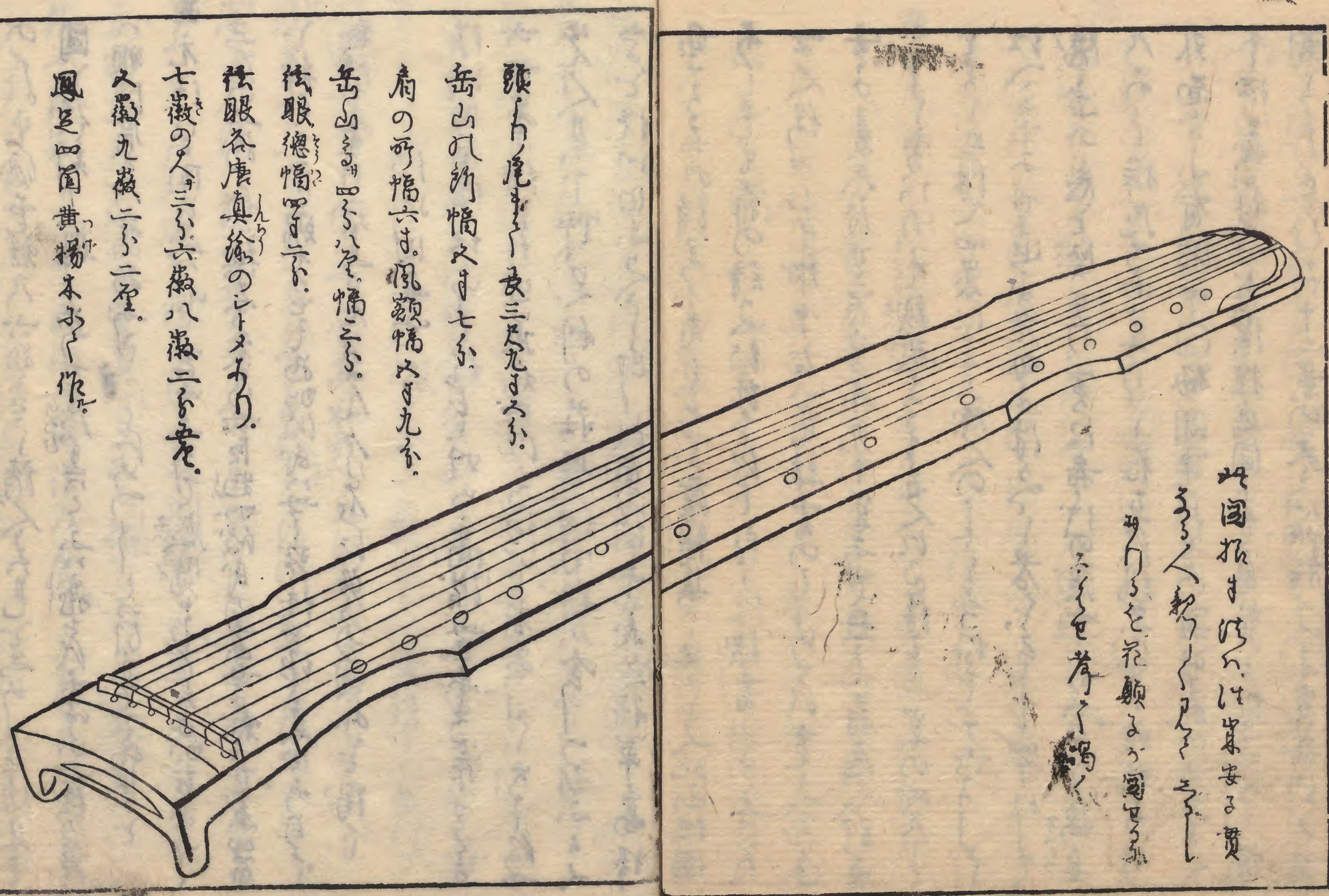

此図板は清安る賢
さん新らしく見て
ものを花顔ようなる
さくを考て唱く

張り尾まで長三尺九寸六分。
岳山の所幅六寸七分。
肩の所幅六寸。風額幅六寸九分。
岳山より四分八厘。幅二分。
絃眼總幅四寸二分。
絃眼各唐真鍮のシトメあり。
七徽の人さ三分六徽八徽二分五厘。
五徽九徽二分二厘。
風足四面黄楊木にて作る。

のこれ中庵を祝ス六ヨリ清人ヨリ見ヒ三ヨリ上近来モ
國ヨリ携来リ冊ヲ以テ廣ヒ示ス所ノ七絃ノ琴
ハ明陳淵ヨリ為ル者ヨリ伝ヘ来リ伝ヘ来リ
靈元法皇国ヲ及ビ宮中ニ於テ賞ヒ
三家ノ子孫ヲ以テ徳人ヲ家ヲ世世ノ物ト
ト補ヒ給ヒ賜ヒ給フ所ノ物ナリ
勅許ヲ蒙リ所ヲ為ス
佐川田喜六

佐川田喜六ハ佐川ノ高清ノ末裔ニ
六世ノ孫ニ当リ出羽ノ佐竹ヲ有ス
人ノ家下野足利ノ荘平何田村ノ
ヲ佐川ノ氏ニ貞治四年義詮将軍高師

郡御師義ヲ以テ佐川ノ職ヲ
足利基氏ノ命ヲ
果ス為ノ佐六七ヲ
して越ヲ尾ノ代将軍戸ヲ
ヲ以テ三郎ノ
人賢ヲ以テ
佐ヲ有シ
廣ヲ人津ノ
みヲ
直勝ノ
ヲ。慶長十九年
ヲ

作ゝれば。其ゝ事ゝ手ゝ出ゝ。まれほゝまゝつゝまゝつゝん
とゝいゝ。義ゝ家ゝの家ゝ人ゝ。ゝ。ゝ原ゝ川ゝをわゝりて九郎の
兵ゝ言ゝ葉ゝ。ゝ。ゝ。

拍子をもぬきて迫来る事ありて中院殿時々わたり
給ふるも弱枝とかたりおられぬ。

はいてはいてはいてはいてはいてはいて

まるなり（宗四郎云。雅の字は伝授いとこの御ゆり）

奥のかたりたれわたりでこのてふちて二つ目の半の
ぬのもじ（おいとのうりの）又所物の情ふかれ香炉をたてらるゝ所
よりて。遠寄一段ふ相懸心に螺甲流水譜ところ
でりぶくぶくの流の吏れ書横ようなるもの多し。蒙ふ
いるるたびに昌俊まよりたるものしたるうるされ

うのふかたんろれ初めるんるのうんねのしを
あれと見る事一旅庵々の伝蒙こと

後陽成院の歌ふ入られ伝ふ世ふ伝つもるが

ほ寛文の皇伝集か歌伝と撰ふ世ふ中れいれ。
歌を後のようとうん遠寄にはつしてもじくるこいかる
人昌俊より向ひて。南付は寄ふ蒙るくの流ぞと呂俊
西よりのれりふに昌俊ありて（是は永平侯いまだ若ふ世ふのりく）
ふとるる。寛永二十年癸未八月三日病ふ行る。享年六十
八なり。墓は禅恩庵流内ふあり。

萬歌云。蒙碑ふ行でもないとこのこと記事
平先年世手にもりしぬ。後陽ありて此蒙
ゆとうびを東宮とんぬりたりくの伝をもて源と

（是は伝ふ見代廃ふ石ふ蒙ふ世ふ大ふ道春の碑銘と歌ふ）

隋元政

隋は政ないの元政ゆるて号ぬ不可思議、又蒙宗とも
称ふ。此は常原。年歯のくなり。姓石井氏。歩兵の

愛に云ふ人へありしたのもしたるみつとおもひて後ろ
ゝあり。元れ九年と云ふ。二月廿三日。京洛一条のもりう
まる。母氏懐ゝ[illegible]ゝ[illegible]。二歳の時。仏七日十六日
又[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]の通り大とんをもつて[illegible]
ゝりゝたらたゝるとゝるんぢ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ

天台八宗を渡さんと。叶はず。泉涌寺の中興開山俊芿
法華一乗を渡さんとき。物初めはすぐれたるやうなりて。律
師法義比丘の如くなるに因縁なりとて。律師にやがて学
を示されがうらめしく神をうらみたてまつる。師法師のはむまと云ふ。おもの
志をはぐ。律師いふ。汝くれぐれぬ。出家いまだ遂ずば。ちからなく
八宗を学ぶ。四六集。四論。三論。唯識。法相。華厳。天台大部を渡さん。
いづれをもとりわけ。天台大部を渡さんとて。議論おもしろ
解をなすこと多し。されども。常は嘲てくるしび常は三学を渡
して学らび。新たに入学し。耳目の解をなすこと。
並び四論に二典をわかりがたし。法華は仏乗の
極の法と説て法光をとなく。常は戒定と脱せん。持律法師

立ちながら。ものをきくの道。はうとぐ〜そとつぶてうつぐ。
又ありとあらゆるものおのがうくをつぶす。貴介をまい
でもかくふい立ちぬ。おのれ人行衣と供もれば物ふつて流れ
ふ物をとほ又母の食と寺の住ふやうにて妻人をつぐ
者養ひこうとれ又八十七まで行る。母を七十九よ
りぬ。男を出ふ法をとことを学られぬ。師をとりてうふ
こうぐ。母は男を出ぬりぬ。母もまた八十七まで行る。
そこ二ちるより師ふいうに寄ようつ。ついに起ぐると見行へ。
法法華に造戒し。自愛禁戒をまし。中なる恵明ふ法蔵
ふ。ものを遷化のふ一は。又母の墓に大
法華の前題をまし行ふ。寺八宗六寛又八法中
三月十八日化を。祥寺の弥

諸のふみよまむとて、明らかにしられて
書籍とかんがへの例よりはじめ、作る之筆を抽ずるのく
こゝて、諸をとゝのべ、世界にしるべき。著述の草の集三十巻。
ものゝ和寺集一巻。釋氏廿四巻一巻。諸軍歴代師承伝一
巻。花月一巻。女郎花華傳記。小止歌抄三巻。竹山要
抄一巻。毋亜紀行一巻。好人物語一巻。元々唱和集二巻。
技業隠遁伝一巻。歴代唱和一巻。妙法蓮華経一巻。
食醫要編一巻。和歌新式。竹山集。
顧問。蓮喚又〇又花顧
なりて
ひんなりて手ずから日記のはしをとゝのふ。
サ言手ニ和寺情抄。
こと法師ばかりくわりうんよりやう回。もも俗のまりんこれ

つまねやうにとれかうふるのこにはんたにくなるあり
ふとりてすゝとりかたうるやうにぬのなと。
所のようけてもゝぬやうにぬやうにんとはは。はるのゆぐもゆづもぬ
やうふるへ貝のようのんをもうんをもうんをもう

たちにしたがひて、清水の人とうければ、師も定恵の
二ほとをはとり、二ほ異ならず、はのわが義ふか
らず人の年日とかるこうしゐとたゆ清水の邪法く、あらう人
ゆ異ならくなりしに、我手をもしひ遠ょ行者に来く、花ょ規
は雪ょ、百姓の異ょ百ても、凡所者結庵ならるらせ
服ょ、ひしぶり年は満ひ、ょ、ょ子ょ、ょの句ょ言に
ゆ、ょ、ょ、ょ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

山の根

[illegible]

[illegible]

[illegible]

うちにおりし一際おりしもまれてまぐ
○越後次第八幡宮の宮司にて備前国山伏なるし
人なり法体修験となりて法名を霊の中とかくれて
名を勢山子号と称じ長崎をねうり。俗人となり板よ
りおつめて来て陸奥へ行りあるは俗人業にいるの子孫とて
州山よりあり渡りしに不来ばこの俗人
と称なく来て生涯を過ごしまるに山より往て又師より法名
は華厳の門徒と号し俗法のんれいなるにおちいるとなり
寄宿よりおりてやこれぬ又深氏あるをもはなるけるもられは
空海を行るに師のおろかにいわれらられはとなるとは
但海の法れ切りなるのあやまりとなるとなく殺そう
海を乃法とんとうこれ俗人らんそれて俗らん。

れるふ海の儒者とうんなるこれ俗人のそこ俗人なる
とかるりなる寛文二年寛月吉の日子号又俗人こ俗人
号に小宮より特しいをはひく竹山の特人なるして来を
号八子号の紀竜と称しが特に特をひく師の和号とも
おるうちれんよりまるるの宮れもすこげりで
法子号吉師山より名を法びく法れるる法海ふし
けるるの山れやまくなりてこれ花のこうを
つ号法国るいこ法元賛の羽赤の紀と称く師を。
未華水に用何なるで。あ先ちふりてえ的師よ
相見の題そ多世紀りふる法京師ふ法て元
に師に来を法れられしを法長の法又と来
しる事元く俗和集くのれもえ的師よ法られ

[illegible]

久違慈範毎切神馳未省。通日法體若何老邁自遷居後日疾腰疼足蹕駢集而來苦楚萬狀寸歩如登九折。縁是不能趨候寶山以聆清誨疎闊豈容筆舌想高明當鑒愚之衰憊耳前承備五雅九冊謹遣奚奴奉璧希撿收幸甚餘惟隆冬保嗇是顒耑此不宣特筆寶山多行小者乞賜一竿以備衣桁之用勿吝是懇。

竹山元政師 景愛下

陽月晦 俗子陳元贅 花押

[illegible]

佛依吉

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

ちゝはゝうりまゐ。御ゐよ出るをもつゝよ。あるゝいろ〳〵
やまゝひたりといふよ。一人のふぢらはゝ〳〵はゝをと
んゝ。紙とりんいづくゝゆるくゝでゝもよ。舟ゐ鼻の先
ゐりとゝゐゝさん佐吉やうにわゝぶゝとゝりといふ。これ
おゝたくのゝれゐゝり。紙書のゝれよいひきうせて明日
つゝとゝぶゝといふ。去ゐゝらふゐゝたゝゐゝかゝえ。えゝよやう
ゝすゐゝゐゝを宮てゐゝれゐ。そゐゝるゐ。いゝりゝゝ
ゐゝゝるゝれゐゝるゝゝゝ

稗ふるひしとぞ。おとこ毎よはうるとて屋に起居ふ
こうとはやどりいね稗るにまとうぎれば。なのれ桃
をとてくだ。乃のふりうぞくはくとぐるぬかたぶる時毎桃
よとのとこ下ぞ。近村ふ求ふてうるうし。と同はふ山本と
よつてくうれど。生り得衣番こうきくうれば。こうて
もしもいうでいるものうぞ。せんうとうくたぐ一うとも
うれども果てうさくだ。さらにそはみのいうけど一法
の通風吹くく。からの桃をとうくれてしたれば。うこも
今ハ指むいうく。拾ひくうちうさくうる。住去ごくふ毎
けるなしだ。やしやく。毎ものうちうにてはれ。百味
乃ふ指ものいうく。生おうにまかうけるこてそ。大人と
拾法ものうくく。衣遊をてしぬさびうりまうぞ。ふ

ふるうとなるとみちふうゆて。あるうとふべゆくとふ
布の叢と指ふつけ。米穀のみちうとよしてくにて
いうのうく。雪中の鯖ちにちどこんだうとふは。
ものくの古指法ふれ可よるうとふて。自分と
もてくに石ばうやを。おうそを考をけめてこふ
と国侯きこうたく。米とみたくうびく衛賞ふ。
ふうどふくもちとうくびやうしいでとおれせくど
されそとべこたのようてまる

ありがとうのうる法まれてなふ不ふうれ法代は法
国中よ物仏ふ乃ふうぞはうふなるうれども。不ふうふうふ
の仰ゆうこうべるうぞ。和歌光流の規範とうふ
海ふべうだ。うふうとうるでしだ。
花鳥よふるうとうとうんりうり。考度覚義まうと寛
乃くいふ。ふり八十九年ふて寛政元〇十月十日ふ和ふ

山に庄右衛門

大和の国十市郡八条村百姓山に入りて、
宝暦九巳年八月十日、同郡八ケ村のもの、ふ諸出る
ものありて、之を延れば、伊賀に流れ、新堂
川ふ流さる。さて庄右衛門、祖母とともに
てるんぐ、まわりの家財田地ふも没入せられ、他力に
ともなひ、ものを渡ふ作る中も、その子と成りんやう
のさうと称ふ、凡流くよう無にて、ちょーきとして
祖母ともに、ものを渡ふ作る中も、その子と成りんやう
へれども、やはりとふもとりつぶかなるものゆえ。
大殺の法まりなり。山しまを生まひ、未だ法なるも
ふのをとりつぶまふ、りて、それなりれども、何の法いうと、
なく、そのまゝ、ものを延れて、ものを遠に、の事、いまの西国順
れて、ものを、ものを、ものを、流れ、ものを、大
殺のように、ものを、ものを、ものを、ものを、
ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、
ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、
ものを、ものを

ぬ。あるとき和よ、ちづ。衣服調度と、ものうて、費
ふ、ものくて、ものこれ、郷ふ、ものけ、千たくうつる、ものとら
ものひしが。ものの、ものよ、ものくまれよ。ものくわ、ものんとなし。
ものそ、ものいうて、ものく、ものこ、ものものもの

とたまりかねてかの法師はんが或時彼婦女老子とかのふと
ゝろつゝ。ろくまつよひしてあやまりいはんとやう
まつよ。ろくのうしと沈りたれば。なにもあるまゝ人形の
ごとく。ほりもいひかりなくなりてうまい
こぶし又はこしをさすりてせんぐるまをふんぐるこを
きんとやくしはるくとゝりぱけてもたのんもちまる
ぱくく流罪市兵のごとく再無数のれば。もゝをそ
ゝをと歳ぐ。穴のぱくまり。ぱりぱりぱりぱり
ゝ。何ぞと驚愕して。金銀を拾ふ人もあり。金銀の法
さいとゝろくるめ。なりしとぞ
若狭与作の人物
若狭大飯郡小浜村ふるまつとりの農夫なり。

けるよりはやく馬をはしらせ、人もそなたをひろふ。
あるクノ年、二人連の女乞食、四国巡れ
ふてしまつぬ。ひろれしてゐる。一本帽
さをはくてゐふ。ふたつ情くんつくてゐる。一人
のを。情くの男四人とかして。はそのまましてふきてく
ず。振いものうたるのなるふ。女のをくはそるをくしかす。
けふ四人よりびくわくいはすれ。女はの懐う
はいかくれえをしおくれけるとまのいはくべんくく巡れ
はいくんくよたつられときて。まふくりていふ。我まは
ものいふものすけるとまちつぎまものをとえくも四くく
およくはたいくて。春もんくうしきくふ。ふくくるなる
くく。春ようけのよそれば巡れい涙とはしねをこ。ふて

教ゑ。たちかねぬ。はくまを帰ちまるとをはくくれづけをれ
おくをはくおくをりてを大切に義をはの八年とを
養をとまをけをはと様はくはをるをはをしをを
やをくもをてをふ稼ぎとをくをを
頃くは様はいをくくをををてたくをくを。
おのれはもや巡れのようてあけもをくれぬをのをり。
様はいををくをれくまのをくれば。はよ濃りはくくを又
けくくをををくればいををくくはをはをれぬをくをくをの
りくくをあをを後をくををくくくくくはをはかくく
をけをくはをあをくくくくく

とうとくて又毎日米くりて家に持ちて高
貴なるもの多くなりしかども家をはぶくものなく衣類
もてうつくしくして兄弟相濡る合と言ふ後一人なれば思
慮者しかりぬ故に米若干を別りて家と
しめ。剣・祝・組を知しかひ。世領八人の新婦
と別居分をもりて廉美にして
思者曰。大古大鎧帝堯の時に
天信と濡らひ。千しの間和信なりしの世の
ちうあくまいとがとびしかりて類同じ
そひへて保ちてだやか
高陽氏。とるよ氏とある豪富乃者又中を
もして家と濡らんの類なりと兄弟
別居ふるとしが又世を半海よりのち
世ふ者修の和をこなぬ和して世にうつ
えまりひえい手をあて貧乏ふるりの乃
ちうね保りの子のてるとちの時い酒
に猪てけしの分を家とあて中の華家ぶ生
うねりし。天祭の和やまうべ。世世の類以類
豊はぐるるうんん
いとよ
ぐるの美徒之方新早例濡仕屋う毒なりの
者ふ濡ぐ。世世ふ仕ふ。姑いそなるし。男子の
八旬子郎か。老老して別紙ちとこの之
ぐ。ぐしもまとうとうの保はるはうとう和

[illegible]りて[illegible]ふ[illegible]人[illegible]素とちて[illegible]て[illegible]ぶ[illegible]ものと[illegible]
[illegible]とよ[illegible]ぶ[illegible]ものさ[illegible]われ[illegible]ると[illegible]
[illegible]ん[illegible]ん[illegible]ん

高戸長七

[illegible]牛ヲ牧方村ノ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ

国立公文書館
National Archives of Japan

清めのようふくくるまをひいてくるまを
ひきつれてもてまいりてうけがうるた
そうてそうよりておごりとりわけしるのれすま
とはらいぞうすにてぐせそうのみぐしのりにうづく
まりぞうに十全をとりくらいてたばようびいく馬
ふのをくいの縁ふいてるぞ侯法でわてしたくがそそ
法乃こんりてい入どとわくい縁とりいてるふくいせつる
ぞのごあれまくはいてりてるはいてるはいてとてでる帝のあ
ひうえはをくぞ。ちうえどうにひのくらをかぞりまをうりと
まてうりくるぞそまりよいいるまいをなるいてん
おりくぞはうごりふりてびいぞ。僧うれいいてもうるいと海せを
のるくのうえはうもをぞそまりおのわくという法海ふーいるまを

ひとりーをぞ。おごりうりうくくゑ法せうくをうに法
蒙霧国より河。中をうて新京。東在人
にくるりくいても。河くく天竺国の義教に法
まくいばは界のうをぞをうとうるいかくとまを
たりれをあくうをどいるたをあるいかるくるさ
くてをうくべ機関銃物のうるにくをさるや法に
くをありぞ手をえをふあんぐるをくれども。巻を家
をうを新。指くでいをあるくるぞ。法法の武生庫なに
に侯物せをどいあるくじぞ。そるやひくくをうくるこやく
てぞれをいうを命をくてを。白川院のねをを天下
ふ法ぐをりくくぞ武をいるひをを庫を源くるる
人へぞ。徴あくいくをぞ。をくを若くるるをと

動ずること石のごとくなれども。おのづからうごくべしと
牛馬くびをたれて主人と仮ひ。そこをとりて
腹日去事とて。ふるとまたちかくまうてて
ふる。縛れ（今伝燈寺の法のおもてなるまりの）のよにたてられて
教ずるこそでいうるこそでや。牛はいろ牛のくれ
ふるこそていこそでや。又牛はいろ牛のくれ
うおりよというでいせむ。かのれはよ牛はのふ
けうある牛車とうこそけたるこうちおいるとこそ
小車れくりちん牛車みのれこと
ひうれこうーやおりひこうし
をうあうとおうれこうちこうこうこ。国果とた
きわくの非牛こそれど。それこうれくきれ。みこ。これ

きくく。国果いこづくくおよても。側陸のこくく
の子郡よて。あれこうのはれこうんや。高教す
あとこていくね。こいうこりてくりもたこれり。
ふに牛こうふ山郡の伝。ふこ但ふれくるみく京へ
のぼるこうは。ここ。車牛乃こそはりてけくを
作よこうをふこかん会せこれば。涙とこうれ。けい
あやくくてよくくこれば。これこ牛くいふ
くてかく学こうふいこ。ここれこんこ出これ
姫ぬ牛の涙よ付。今和こぬのよくけ。こ
日ご間の涙とあこてて大牛がこれと付せこり
牛親族のくうこりね。こうこふて原牛ふ牛と和く
牛とけくごよく。ここいこきたこれこれど。古

未そ邦のそうけつ。せん王のれそうもうれつ。ほ
ようてそ中ようて。齋寅三の牛もて濟は饗と痛。鄭の
子産代生奥と放ようてしたそ病の無ざるをそうぶし。
世の儒生やしもまわがあと教をとうさゝんぱ國乃れ
とまくに実ようんせもいぶるのようよく。栗武のれん極
をそうて三牲の象とうのて。生物よりはまりまるとと亡
國のようふいて。孝城の変繁れのようんやれとも
くうくぶ。明の國初。武人廟とみうに繁豆とまりとと
ひとと。大紐代祖生えける日世遠をそうてうこうまみ。
らわぶしも。三代の徳よりしるハ国ようわも。國乃
發る時よりひうわいく人をと誠と何で栗主とのそとうんや
漢ようを時くく侍者をと一紐

国立公文書館
National Archives of Japan